

鞆地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務委託仕様書

1 業務名

鞆地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

鞆町中心部をバイパスするトンネル整備（山側トンネル）に合わせ、観光車両の町中への流入を抑制するため、パークアンドライドの拠点となる東西交通・交流拠点を整備する。観光客は、徒歩や二次交通により、陸路または海路で鞆町中心部や仙酔島へアクセスすることを計画している。

東側拠点は、広島県が鞆町後地地先の公有水面を埋め立てることにより整備するものである。整備する機能としては、一般駐車場、観光バス駐車場、浮棧橋、渡船切符売り場及びにぎわいスペースを予定しており、そのうち、渡船切符売り場及びにぎわいスペースを本市が整備することを検討している。

西側拠点は、広島県が鞆町鞆地先の公有水面（鞆湾）に浮棧橋を、本市が鞆町鞆地内に渡船切符売り場及びトイレ等を整備することを検討している。

そこで、上記の東西交通・交流拠点到整備する具体的な機能、施設の内容及び事業スキーム等を盛り込んだ基本計画の検討を行い、2021年（令和3年）3月に計画検討業務委託（東西交通・交流拠点整備事業）報告書（以下、「基本計画」という。）をとりまとめたところである。

本業務は、当該基本計画を踏まえ、整備する施設について事業計画を含む官民連携の導入可能性を検討することを目的とする。

なお、本業務は、国土交通省の令和4年度先導的官民連携支援事業（国庫補助事業）の採択を受け、実施するものである。

3 業務履行期間

契約締結日から2023年（令和5年）3月1日（水）まで

4 業務場所

福山市及び福山市が指定する場所

5 委託上限金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。ただし、仕様書等に定めのない事項のうち、受注者におい

て本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては発注者へ提案し、発注者と受注者が協議の上、これを行うか否かを決定するものとする。

(1) 計画準備

業務計画書を作成し、本市の承認を得るとともに、業務に必要な資料及びデータの収集を行い、円滑な業務遂行のための事前準備を行うものとする。

(2) 事業計画の検討

①配置計画等の検討

東西交通・交流拠点に整備する機能、施設規模及び配置イメージ図については、基本計画を踏まえるものとする。ただし、基本計画と異なる計画を検討し、提案することを妨げるものではない。

②概算事業費の検討

①の検討結果を基に、概算事業費を算出する。概算事業費には、建設、維持管理、運営に係るランニングコストについて算出する。

概算事業費の算出にあたっては、本市の負担するトータルコストの縮減を図ることを念頭に比較検討を行うこと。また、必要に応じて整備事業者等の本市以外の事業に関わる主体が負担する費用も算出することとする。

(3) 事業手法・スキームの検討

①事業手法の検討

基本計画を踏まえ、官民連携手法（以下、「PPP手法」という。）を含む地方公共団体における本事業に類似する事業の整備・運営手法の動向について把握し、導入可能性のある事業手法の比較検討を行う。その際、本市が負担するトータルコストの縮減を図るとともに、事業に関わる民間事業者等の事業継続性等も踏まえた検討を行うこととする。比較検討の結果について発注者と協議し、詳細検討の対象とする事業手法を選定するものとする。

②事業スキームの検討

①で詳細検討の対象とした事業手法を導入する場合の事業範囲、事業期間、リスク分担及び事業スケジュール等について検討する。事業スケジュールの検討においては、必要に応じた各種法令等に基づく手続きのためのスケジュールを確保することとする。

(4) 財政負担軽減効果（VFM）の検証

①従来方式による事業費の算定

本市が設計、建設、維持管理、運営等の各段階で仕様を検討し、民間への発注を行う従来の整備手法で事業を実施した場合の事業期間全体を通じた本市の財政負担額（PSC）を算定する。

②PPP手法による事業費の算定

(3) で選定した事業手法を導入した場合の事業期間全体を通じた本市の財政負担額（LCC）を算出する。

③VFMの算定・評価

①及び②を現在価値に換算してVFMを算定し、詳細検討の対象とするPPP手法の評価を行う。

(5) ヒアリング・サウンディング

①民間事業者の意向調査

本事業計画地及び周辺の潜在的な市場分析を行い、市場性の有無、民間事業者の参画意欲、事業手法に対する考え及び参画条件等について、3者以上の事業者を対象としたヒアリングによる調査を実施する。

②市場調査結果の総括及び評価

ヒアリングによる調査結果のとりまとめを行い、民間活力導入の可能性を評価する。

③民間事業者の発掘調査

ヒアリングにおいて参画意向のあった事業者について、事業者間の連携体制、特別目的会社（SPC）設立の可能性等について調査する。

(6) 総合評価

(1) から (5) の検討結果を踏まえ、本事業を従来の整備手法及びPPP手法により整備することについて、定性的、定量的に総合評価を行い、最適な事業手法・スキームを確定するとともに、今後の検討事項、事業化の各段階で想定される課題等を抽出し、解決方法等を整理する。

(7) MaaS（※）による連携調査

MaaSを活用した観光・交通サービスや物販・飲食等の小売りとの連携の可能性を検討するため、以下の事項を整理する。

① 事例収集整理

本業務と類似の事例やMaaSによる連携を行った先進事例等を収集・整理する。

②可能性検討

MaaSを活用した観光・交通サービスや小売りとの連携の可能性を検討し、計画案を作成する。

※MaaS（Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ検索・予約・決済等を一括で行うサービス

(8) 報告書のとりまとめ

(1) から (7) をとりまとめ、報告書及び概要版を作成する。

なお、本業務の検討状況について、2023年（令和5年）1月31日（火）に中間報告を行う。

また、本業務は令和4年度先導的官民連携支援事業の補助を受けているため、報告書様式の記載事項に留意し、国土交通省に提出するための報告書の作成も行うこととする。

7 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時の計4回を見込んでいる。

8 成果品等

(1) 報告書

ア 業務報告書（A4版） 2部及び電子データ

イ 業務報告書概要版 //

(2) 国土交通省への先導的官民連携支援事業報告書 電子データ

(3) その他関係資料

打合せ記録など

9 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、本市と協議し実施すること。

(2) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。

(3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

(4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。

(5) 本委託業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）は、全て発注者に属するものとする。

(6) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

(8) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、福山市個人情報保護条例（平成15年条例第38号）、福山市個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第128号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。

(10) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

(11) 本市は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。